

契約保証金について

落札者は、特に指示しない限り、落札決定の日から起算して7日以内に、契約書を提出してください。

当局との契約締結に当たっては、原則として契約保証金の納付が必要になります。契約保証金の額は、契約金額の1割以上となります（単価契約の場合は、契約単価に消費税を乗じた金額×購入予定数量の1割以上）。1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額とします。

① 現金（契約保証金）の納付

現金での納付を希望する者は、予めその旨を申し出て契約事務担当者から納入通知書を受け取り、指定金融機関に指定期日までに払い込んでください。

② その他

有価証券等の提供又は銀行等の金融機関の保証による納付を希望する場合は、別途担当者までご相談ください。

なお、契約保証金の納入に代えて、下記③又は④の書類を提出することもできます。

③ 履行証明書の提出

契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行している実績がある場合は、当該発注者が発行する履行証明書（別紙様式）を提出してください。

（ただし、宮崎県との契約については、契約書の写しで可とする。）

④ 履行保証保険契約による保証

損害保険会社との間で県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の1割以上の保険金）を締結し、その証券を提出してください。